

有床診療所 防火進まず

「スプリンクラー、諦めた」

火災で10人が死亡した福岡市の安部整形外科は、ベッド数が19以下の有床診療所だった。20以上の「病院」でも、火災のたびにルールが厳しくなったグループホームでもない。規制の網から抜け落ちたような施設は、全国に9千カ所以上ある。だが、地域医療を支える、なくてはならない存在でもある。

医師会調査 3割赤字

高齢者の受け皿

今回の火災は、有床診療所の現状を浮き彫りにした。病院に長期入院するのが難しい一方、独居や老介護の家庭が増え、お年寄りの受け皿として「福祉施設化」している。だが、防火対策の規制は緩い。スプリンクラーの設置義務対象は、診療所だと床面積が6千平方メートル以上。安部整形外科は延べ666平方メートルだった。認知症の高齢者が暮らすグループホームは、5人が犠牲となった2月の長崎市の火災を受け、

設置義務化が決まった。建築基準法で設置が義務づけられている防火扉。点検は自治体の裁量に委ねられている。福岡市は「3階建て以上かつ延べ床面積300平方メートル以上の病院が対象で、診療所は対象外だ。制度追いつかず

点検義務化検討

今回の火災を受け、総務省消防庁や厚生労働省は、スプリンクラー設置義務化の検討を始めた。福岡県などは防火扉の点検義務化を協議中だ。ただ、診療所を取りまく環境は、すぐに対

応できるわけではない。日本医師会総合政策研究機構が10年に274カ所を調べたところ、3割近くが赤字だった。病院に比べ、診療報酬が低く抑えられているためだといわれる。例えば、看護職員を7人以上置く有床診療所は、31日以上入院で1日5110円。病院では最低でも9450円。看護師の人材確保もままならないという。産業医科大（北九州市）の舟谷文男・名誉教授（医療政策）は「超高齢化社会を迎え、役割は今後も増えていく。病院と同じレベルの安全管理を急ぐべきだ」と指摘する。

10分で煙充滿か 博多火災

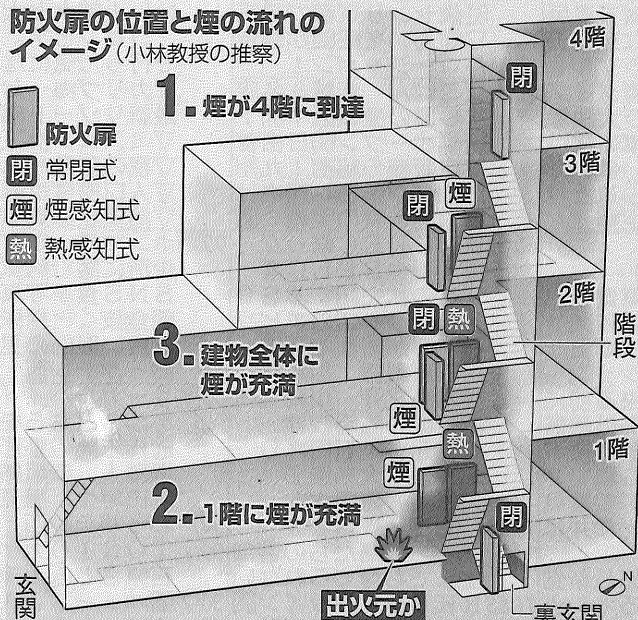
今回の火災で犠牲者が増えた要因の一つと言われているのが、正常に機能しなかった防火扉だ。市によると、1〜4階に計9枚あったが、少なくとも6枚が作動しなかった。東京理科大学の結城康博教授（社会保障論）は「福祉施設のような役割が拡大したのに、安全基準は古い医療法の考え方のまま変わらず、リスクが見逃された」とし、その理由を「大きな火災がなかったため」とみる。

これまでの捜査で、火元は、1階の診察兼リハビリ

室の窓際にあつた医療用加湿器周辺の疑いが強いとみられている。すぐ横には4階まで続く階段があるが、廊下にある2枚の防火扉は作動していなかった。小林教授によると、このため階段が煙突の役目を果たし、煙が一気に4階に達したと考えられる。その後、充滿した煙は4階から各階に満ちていったとみられる。

原因究明至らず

県警や消防は1階にあつた医療用加湿器付近が火元との見方を強めているが、原因の特定には至っていない。今後、鑑定や実験をして医療側に過失があつたかを慎重に見極める方針だ。加湿器は1階の診察兼リハビリ室に大小2台があつた。捜査関係者によると、第一発見者の女性看護師は「すりガラス越しに炎を見た」と県警に説明。実況見分でも加湿器付近が一番激しく焼けていることが確認されたが、加湿器そのものから出火したのか、ショートした痕跡のあつた配線コードやプラグが火元になっているのかは、はっきりとわかっていない。

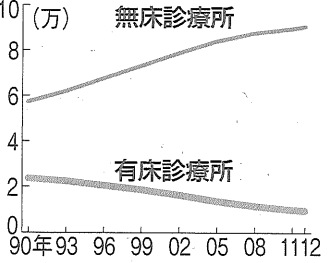


一般的に煙の速度は水平方向で秒速1メートル程度、階段では3〜4メートルに達する。安部整形外科と同じ規模の建物では、火勢が上がって速ければ1分ほどで4階に煙が達し、2、3分程度で1階の部屋に充満、10分ほどで建物全体に充満した可能性が考えられるという。市の調査では、作動しなかった6枚には、熱を感知

有床診療所

外来と入院治療をする小規模な医療施設。医療法で、ベッド数20以上であれば「病院」。それ以外が「診療所」とされ、診療所のうち19以下のベッドがある施設を「有床診療所」という（入院施設がないのは「無床診療所」）。病院に比べ、軽症の入院患者を受け入れる

診療所数の推移



■病院や診療所、福祉施設の防災基準

	病院	有床診療所	グループホーム
スプリンクラー設置	義務は3千平方メートル以上	義務は6千平方メートル以上	すべて義務化の方針
防火扉の設置	300平方メートル以上かつ地上3階建て以上または地階		
防火扉の点検（自治体の裁量）	福岡市は義務	福岡市は義務なし	福岡市は義務なし
消火器の設置	150平方メートル以上	150平方メートル以上	すべての施設